

社会福祉法人いちばん星 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いちばん星（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事には、役員等手当及び理事会等出席時において、各年度の総額900,000円を超えない範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 監事には、役員等手当及び理事会等出席時において、各年度の総額200,000円を超えない範囲内で、報酬を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第8条で定める各年度の総額300,000円を超えない範囲内で、役員等手当及び評議員会出席時に報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第4条 理事については、役員等手当として、月額10,000円を報酬として支給することができる。

- 2 監事については、役員等手当として、年額50,000円を報酬として支給することができる。
- 3 評議員については、役員等手当として、年額30,000円を報酬として支給することができる。
- 4 役員が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、監事が「監事による監査」を行ったときも同様とする。

	理事会等出席報酬（日額）
常勤役員	5,000円

非常勤役員	10,000 円
-------	----------

5 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	評議員会出席報酬（日額）
評議員	5,000 円

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 第4条1項については、毎月1日に起算し、翌月20日に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。また、常勤役員については、給与と合わせて支給する。
- (2) 第4条2項については、毎年7月1日に起算し、翌月20日に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 第4条3項については、毎年4月1日に起算し、翌月20日に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- (4) 第4条2項及び3項については、任期満了前に退任した役員等の補欠として選任された場合は、その年度分を就任時に支払う。
- (5) 第4条4項及び5項については、その都度現金にて支払う。但し、常勤役員については、給与にて支給する。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(費用弁済)

第6条 当法人は、役員等がその職務の執行に当たり負担した費用については、これを請求のあつた日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるとする。

(改廃)

第7条 本規程は、評議員会の決議を得て、改廃することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。
- 2 社会福祉法人いちばん星 役員報酬規程（平成27年9月9日一部改正）は、廃止する。

平成30年1月25日一部改正
令和 2年4月13日一部改正